

(趣旨)

第1条 この規則は和歌山大学紀伊半島価値共創基幹災害科学・レジリエンス共創センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは自然災害及びその被害の軽減に関する研究を行うとともに研究成果を社会に還元・実装し減災活動に係る人材の養成地域連携を通じて地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害及び防災・減災に関する基礎的・応用的研究
- (2) 地域防災・減災・レジリエンスの向上につながる調査研究システム開発及び社会実装
- (3) 防災・減災に関する人材養成及び講座等の実施
- (4) 防災・減災に関する資料の収集及び研究成果の情報発信
- (5) 災害等に対応する学生ボランティアのコーディネート
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 特任教員
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は和歌山大学（以下「本学」という。）の教員の中から役員会の議を経て学長が任命する。

2 センター長の任期は2年とし再任を妨げない。ただしセンター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 センター長はセンターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は本学の教員の中から役員会の議を経て学長が任命する。

2 副センター長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 副センター長はセンター長を補佐しセンターの業務を整理する。

(運営委員会)

第7条 センターに必要な応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項はセンター長が別に定める。

災害科学・レジリエンス共創センター規則

(専門部会等)

第8条 センターに必要な応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第9条 センターの事務は総務課社会連携室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほかセンターの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後の最初のセンター長及び副センター長の任期は第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。
- 3 和歌山大学地域イノベーション機構災害科学教育研究センター規則（平成22年7月1日制定：法人和歌山大学規程第1134号）はこれを廃止する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2955号）

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。